

公告第 17 号

川俣町地域計画を策定するので、農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 19 条第 6 項の規定により公告し、当該地域計画案を次により縦覧に供する。

該当する利害関係人は、令和 7 年 3 月 7 日までに、町に対して当該地域計画案について、意見書を提出することができる。

令和 7 年 2 月 21 日

川俣町長 藤原一二



1 川俣町地域計画案の縦覧期間

自 令和 7 年 2 月 21 日
至 令和 7 年 3 月 7 日

2 川俣町地域計画案の縦覧場所

川俣町役場 農林振興課 農業振興係 川俣町字五百田 30 番地
川俣町ホームページ

3 意見書の提出方法等

意見書は日本語に限り、郵送及びメールによる提出とする。意見書には、個人の場合にあつては住所、氏名を、法人の場合にあつては法人名、代表者名、事務所の所在地を記載すること。なお、川俣町地域計画案以外に対しては意見書を提出できない。

4 意見書の処理等

意見書については、川俣町地域計画を公告する際に意見の要旨及びその処理結果を併せて公告し、個別の回答は行わない。なお、意見書の内容を公表する場合があるが、特定の個人が識別しうる個人情報、財産権等を害するおそれがある等の場合は、公表の際に当該箇所を伏せる場合がある。